

感発 0227 第 76 号
令和 8 年 2 月 27 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 19 号）については、令和 8 年 2 月 27 日に公布され、同日に施行されるところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、関係機関等に対する周知方願いする。

記

第 1 改正の概要

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 12 条第 1 項に基づき厚生労働大臣に報告すべき症状のうち、水痘及び帯状疱疹^{ほうしん}の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状として、「ギラン・バレ症候群」であって、接種から 28 日以内に確認されたものを追加する。

第 2 施行期日

公布の日（令和 8 年 2 月 27 日）

以上